

霧島市クーリングシェルター募集要項

1. 目的

本要項は、気候変動適応法に基づき、熱中症による健康被害を防ぐため、クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）としてご協力いただける民間施設を募集するにあたり、必要な事項を定めるものです。

2. 実施内容

クーリングシェルターに指定された施設は、次の事項を実施してください。

- (1) 冷房設備を適切に管理し、休憩場所での快適な室温を保つこと。
- (2) 施設の該当箇所等にクーリングシェルターポスターを掲示すること。
- (3) 一時的に休息できるスペース（イス・ソファ等）を設置すること。
- (4) 公表した受入可能人数を受け入れられるよう準備すること。

3. 応募資格

市内に所在する民間施設で、次の要件を満たす施設とします。

- (1) 適切な空調設備を備え、温度管理ができること。
- (2) 開放時におおむね5人以上を受入れが可能であること。
- (3) 安全管理及び衛生管理が適切に行われていること。
- (4) 性別、年齢などによる受入制限を設けないこと。
- (5) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする施設又は団体でないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団と密接な関係を有する団体でないこと。
- (7) 市税の滞納がないこと。
- (8) 熱中症特別警戒情報が発表された場合は、開放可能な日時に施設を開放すること。
- (9) 熱中症特別警戒情報が発表されていない場合も暑さをしのげる場所として、開放可能な日時において開放に努めること。
- (10) 受入可能人数に応じた十分な休憩スペースを確保できること。
- (11) 指定箇所を無料で利用できること。
- (12) 市と協定を締結し、施設名、所在地、開放日時及び受入可能人数の公表に同意できること。

4. 施設運用期間

クーリングシェルターの運用期間は、熱中症特別警戒情報の運用期間である4月第4水曜日から10月第4水曜日までとします。なお、開放日及び開放時間は施設の状況に応じて設定できます。

5. 募集期間

随時募集

6. 応募方法

申出書に必要事項を記入のうえ、持参又は郵送により提出してください。

【提出先】

〒899-4394 霧島市国分中央三丁目 44 番 10 号

霧島市健康増進課 健康づくり推進グループ

電話番号：0995-64-0905（直通）

7. 応募後の流れ

- (1) 応募内容の確認・審査
- (2) 市と施設管理者による協定内容の協議
- (3) 協定締結
- (4) 市ホームページ等で施設情報を公表
- (5) クーリングシェクターの運用開始

8. 協定の有効期間

協定期間満了の1か月前までに更新しない旨の申し出がない場合は、同一条件で1年間更新するものとし、以後も同様とします。

9. その他

(1) 協定について疑義が生じた場合又は協定に定めのない事項については、双方協議のうえ定めます。

(2) 公序良俗に反する場合や、本事業の趣旨に適さないと市が判断した場合は、指定しないことがあります。